

第2章 普及促進の基本戦略

電子マニフェストの普及促進を格段に加速させるため、大規模排出事業者を基点とした普及、処理業者が導入しやすい環境整備、業界団体との連携、都道府県等との連携、ASP事業者との連携の5つの基本戦略に沿って具体的な取り組みを強化する必要がある。

2.1 大規模排出事業者を基点とした普及

(財)日本産業廃棄物処理振興センター・情報処理センター(以下「情報処理センター」という。なお、本センターは、廃棄物処理法第13条の2第1項の規定により環境大臣から情報処理センターとして指定されている。)が平成15年度に実施したアンケート調査結果によると、排出事業者における電子マニフェスト導入理由としては、「利便性向上」、「将来電子化が主流に」、「法律遵守性」などが上位を占め、電子マニフェストのメリットを評価し主体的に導入している傾向が強い。



図1. 電子マニフェスト導入理由(複数回答)【排出事業者(既加入者)】

また、重点普及対象である排出事業者(建設業、製造業、電気業、リース業等)の多くは、資本金や従業員数など規模が大きい企業が中心であり、これら事業者には、電子マニフェストの認知度が高いこと、廃棄物委託量が多いこと、廃棄物の種類が多いこと、排出事業場数が多いあるいは分散していること、委託処理業者数が多いこと等の特徴がある。

これらの排出事業者については、電子マニフェストの認知度が高いことから電子マニフェストの迅速な導入が可能と考えられ、また廃棄物の種類や排出事業場数が多いことから電子マニフェストの導入による業務効率化のメリットも大きいと考えられる。このため、まずはこのように導入が比較的円滑に進みやすいと考えられる大規模排出事業者

を中心に普及促進活動を実施することにより、普及への大きな推進力とすべきである。

一方、処理業者における電子マニフェスト導入理由としては、「排出事業者の勧め」が最も多く排出事業者の要請に応じて電子マニフェストを導入している場合が多い。

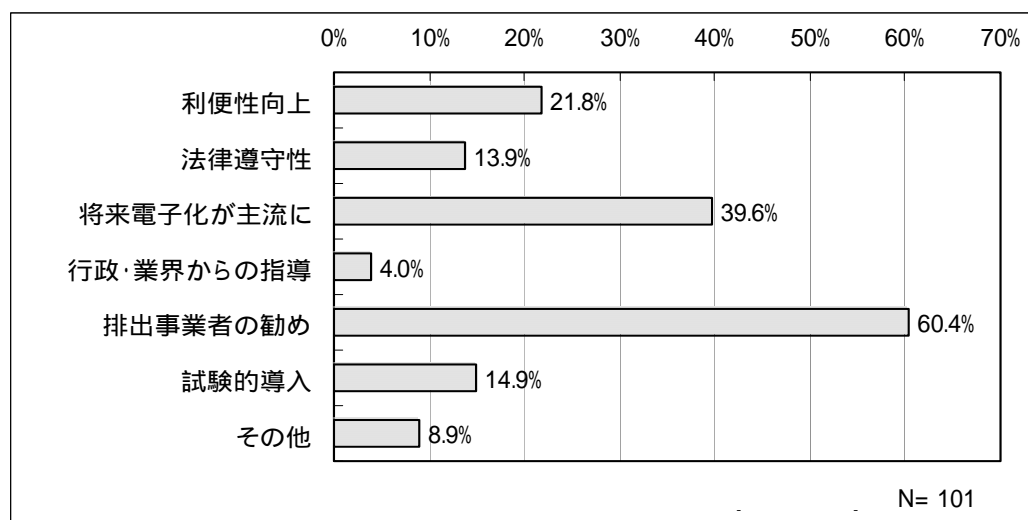


図 2. 電子マニフェスト導入理由（複数回答）【処理業者（既加入者）】

これらの結果を基に、大規模排出事業者を基点とした普及戦略として、以下のようなシナリオを想定する。

まずは、電子マニフェストの認知度が高く、導入のメリットも大きいと考えられる大規模排出事業者への普及を重点的に進める。

大規模排出事業者を基点として、その委託先の処理業者へと電子マニフェストの導入が拡大する。

これを契機として、処理業者においても、自らの電子マニフェスト導入のメリットを最大限活かすため、未加入排出事業者に対する電子マニフェスト導入の勧奨が行われることが期待される。この際、平成 16 年度より導入している少量排出事業者向け料金制度を利用した少量排出事業者への普及促進も期待される。

以上のように、まずは大規模排出事業者を中心とした普及活動を強力に実施し、これを基点として処理業者、さらには処理業者を通じて少量排出事業者へと電子マニフェスト普及促進の好循環を形成することを目指すべきである。

2.2 処理業者が導入しやすい環境整備

処理業者については、電子マニフェスト利用上の問題点として、「紙と電子の併存（＝二重管理）」、「排出～処分まで加入が必要」等を挙げる者が多い。

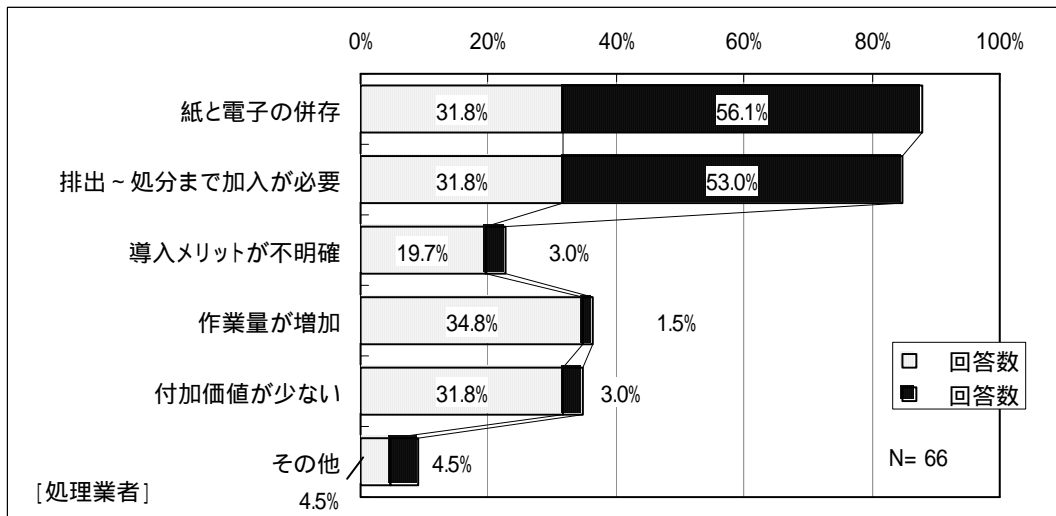


図3. 電子マニフェスト運用上の課題（複数回答）【処理業者（未加入者）】

注) ■ : 「運用上、最も大きな課題」と回答した数

□ : 「運用上の課題」と回答した数

処理業者は、通常複数の排出事業者から処理を受託することもあり、特に紙マニフェストから電子マニフェストへの移行の過渡期においては紙と電子の二重管理の弊害が生じることとなる。また、排出事業者ごとに廃棄物管理システムの細部が異なるケースもあることから、電子マニフェストの導入により業務量が増加することも考えられる。そのため、排出事業者の業界団体による運用の統一化またはデータの相互交換を可能とするプラットフォームの構築、あるいは処理業者の団体によるこのようなシステムの提案など、処理業者が電子マニフェストを導入しやすい環境を整備するため積極的に支援方策を講じるべきである。

2.3 業界団体との連携

現状の電子マニフェスト加入者における、電子マニフェスト情報入手経路としては、「業界団体」、「行政機関」、「排出事業者または処理業者」が主流を占めている。

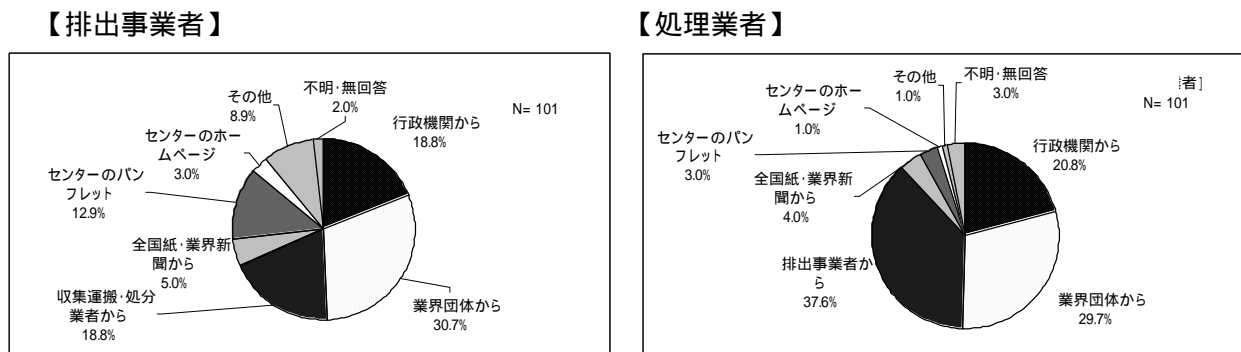


図4. 電子マニフェスト情報入手経路

このことから、普及活動については、パンフレット・新聞などの媒体を利用するより、各種団体、企業などを通じてきめ細かく個別に行う方が効果的であると考えられる。具体的には、以下の点に重点を置いて、業界団体等への普及活動を強化すべきである。

1) 業界ごとの電子マニフェスト運用方法の情報提供等

業界ごとに廃棄物の種類、排出形態、電子マニフェスト使用方法等が異なることから、各業界での先進的取り組み事例や業態に即した運用方法についての情報提供を行うとともに、業界内での運用の標準化に対する支援を行う必要がある。

2) 業界と共同で実施するモデル事業の実施

平成 16 年度より実施している業界団体を対象としたモデル事業は導入の大きな契機となっていることから、モデル事業実施後のフォローアップを行い普及を確実なものとするとともに、平成 17 年度以降も毎年ターゲットとなる業界を定め、業界団体と共同で計画的にモデル事業を実施する必要がある。

3) 各業界に応じた普及アプローチ

以下 2 つの事例のように、業種に応じた効果的なアプローチ方法を選択する必要がある。

建設業、製造業等の大規模排出事業者の多くは、本社または支店において廃棄物の一元的管理を行うことを指向しているため、本社または支店の管理部門へのアプローチが効果的

医療業界、写真業等では、処理ルートが定型的で地域ごとに特定の処理業者が受託しているケースが多いことから、処理業者側からのアプローチが効果的

4) 処理業界と協力した全国的な普及体制の整備

電子マニフェストを全国に普及拡大するためには、都道府県単位で普及の支援体制を整備していく必要があることから、各都道府県の処理業者団体等と協力して、普及促進の仕組みや体制の在り方を早急に検討・構築する必要がある。

2.4 都道府県等との連携

電子マニフェストの全国的普及のためには、都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）と連携した普及活動が不可欠である。都道府県等と連携した普及により、以下のような効果が期待できる。

都道府県等は廃棄物行政を通じて排出事業者や処理業者と接点が多いことから、相乗的な普及啓発効果が期待できる。

都道府県、市町村等の公共工事及び公共発注（以下「公共工事等」という。）において電子マニフェストの率先活用が図られれば、民間事業における電子マニフェスト導入の大きな契機ともなる。

このようなことから、都道府県等を通じ、市町村、排出事業者、処理業者等に対す

る普及啓発活動を実施するとともに、電子マニフェストを活用した各種行政報告の合理化、公共関与の産業廃棄物処理施設における率先活用、公共工事等における率先活用等の実現に向けて、都道府県等の廃棄物部局、公共工事等の担当部局等と連携を強化する必要がある。

2.5 ASP事業者との連携

最近、電子マニフェストと事業者の間を仲介して、電子マニフェストの付加サービスを提供するいわゆるASP事業者が数多く設立されている。これらの中にはICタグ、GPS（25頁参照）などITを活用したより透明性の高い廃棄物管理システムの開発を行っている事業者もある。

ASPの普及により、全業種を対象として設計されている電子マニフェストの機能を業界ごとの実態に応じてカスタマイズしたサービスの提供が可能となる。このようなサービスの提供は、電子マニフェストの普及促進にも大きく寄与することから、これらASP事業者との連携を強化する必要がある。